

特定処遇改善手当支給要領

(総則)

- 第1条 社会福祉法人北海道リハビリ（以下「法人」という。）給与規程第29条の規定による特定処遇改善手当の支給については、別に定める場合を除き、この要領の定めるところによる。
- 2 特定処遇改善手当は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく「指定障害福祉サービス等及び基準該当サービスに要する費用の額の算定に関する基準」に基づく福祉・介護職員等特定処遇改善加算の給付を受けて支給する。

(支給対象)

- 第2条 特定処遇改善手当は、支給算定期間及び支給算定期間の末日現在に法人に在籍する職員、契約職員又は嘱託職員であって、別表1の特定処遇改善手当支給基準表（以下「基準表」という。）に掲げる者（以下「支給対象職員」という。）に対して支給する。
- 2 支給対象職員が次の各号のいずれかに該当するときは、特定処遇改善手当を支給しない。
支給算定期間の1月1日以降に法人に在籍したとき
支給算定期間を対象に実施した昇給に係る人事考課の総合評定点が2.9未満の者
- 3 支給対象職員が次の各号のいずれかに該当するときは、特定処遇改善手当を減額して支給する。
支給算定期間において、就業規則の規定により休職を命ぜられたとき
支給算定期間において、就業規則の規定により停職を命ぜられたとき
支給算定期間において、育児休業規則の規定による育児休業を取得したとき
支給算定期間において、介護休業規則の規定による介護休業を取得したとき
- 4 前項の減額方法については、第6条の定めによる。

(支給算定期間)

- 第3条 特定処遇改善手当の支給算定期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(支給区分の認定)

- 第4条 基準表に掲げる支給区分の認定は、支給算定期間の初日（支給算定期間の初日の翌日以降支給算定期間内（以降「支給算定期間の途中」という。））に新たに支給対象職員となった者（以下「認定日」という。）にあっては、その事実の生じた日の現況をもって行うものとし、認定後の全期間に亘って当該支給区分の該当要件を満たしていることを認定の要件とする。
- 2 支給算定期間の途中において、支給区分の認定に係る事実に変動が生じた者（以下「変動日」という。）にあっては、10月1日の現況をもって支給区分の再認定（変更）を行う。

(支給額等)

- 第5条 特定処遇改善手当の額は、基準表に掲げる支給区分に応じ、同表に掲げる額とする。
- 2 支給算定期間の途中において、新たに支給対象職員となった者（以下「認定日」という。）にあっては、その事実の生じた日に応じて、日割計算により算出した額を支給する。
- 3 前項の日割計算による算出の方法は、支給算定期間における当該事由発生期間の実日数を支給算定期間の総日数で除した数に、基準表に掲げる支給区分に応じた支給額を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）とする。
- 4 支給算定期間の途中において、基準表に掲げる支給区分に変動が生じた者（以下「変動日」という。）にあっては、第4条

第2項の定めにより再認定(変更)した後の支給区分に応じた額を支給する。

- 5 特定処遇改善手当の額及び支給対象職種等は、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件等の変更、加算額の増減及び支給職員数の増減等に応じて変更することができる。

(手当の減額方法)

第6条 第2条第3項に定める事由により特定処遇改善手当を減額して支給する必要があるときは、その事実の生じた日に応じて、日割計算により算出した額をもって支給する。

- 2 前項の日割計算による算出の方法は、支給算定期間における減額事由発生期間の実日数を支給算定期間の総日数で除した数に、基準表に掲げる支給区分に応じた特定処遇改善手当の支給額を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額)とする。

(支給方法)

第7条 特定処遇改善手当は、支給算定期間が終了した翌年度の夏期賞与支給日に、第5条及び第6条の定めにより算出した額を一括して給与振込口座と同一の口座へ振込により支給する。但し、夏期賞与を支給しないときは、支給算定期間が終了した翌年度の6月15日に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、支給算定期間が終了した月の末日から翌月末日までの間に退職した者にとっては、退職した月の翌月15日に支給する。
- 3 前各項の支給日が土曜日または日曜・祝祭日に当たるときは、その前日に繰り上げて支給する。
- 4 支給日までに特定処遇改善手当の支給要件に係る事実が認定できない等により、支給日に支給することができないときは、支給日以降に支給することができる。

(手当の特例)

第8条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当サービスに要する費用の額の算定に関する基準の改正等により、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を受けることができなくなったときは、特定処遇改善手当を停止又は廃止することができる。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関して必要な事項は、理事長がこれを定める。

(改廃)

第10条 この要領の改廃は、理事長が決定する。

附 則

- 1 この要領は、2020年(令和2年)4月1日から施行する。
- 2 2021年(令和3年)4月1日改定(第7条支給方法)
- 3 2021年(令和3年)4月1日改定(別表1 但し2020年度の支給対象者に限る)
- 4 2022年(令和4年)4月1日改定(別表1 但し2021年度の支給対象者に限る)

別表1（第2条第1項関係）

特定処遇改善手当支給基準表

支給区分		支給額(年額)	該当要件
A	経験・技能のある福祉職員	246,000 円	下記の の全てを満たす者
			法人が定める職種にある者(1)、又は障害福祉サービス経験者(2) 法人が定める資格を有する者(3) 勤続年数10年以上の者(4)
B	他の福祉職員	116,000 円	下記の の全てを満たす者、若しくは 又は のいずれかに該当する者
			法人が定める職種にある者(1)、又は障害福祉サービス経験者(2) 法人が定める資格を有する者(3) 勤続年数10年未満の者(4)
			勤続年数10年以上の者(4)で、サービス管理責任者に任命されている者 勤続年数10年以上の者(4)で、社会福祉主事任用資格を有する者
C	その他の職員	56,000 円	支給区分A・支給区分Bのいずれにも該当しない者で、特定処遇改善手当支給後の総所得(5)が440万円以下の者

- 1 法人が定める職種とは、サービス管理責任者、生活支援員、職業指導員、就労(移行)支援員、目標工賃達成指導員、賃金向上達成指導員とする。
- 2 障害福祉サービス経験者とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成24年厚生労働省令第15号)に規定する学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通所の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、法人において2年以上法人が定める職種(1)に従事した者とする。
- 3 法人が定める資格とは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士、公認心理師とする。
- 4 勤続年数10年とは、法人に職員、契約職員又は嘱託職員として在籍している通算期間とする。但し、法人を退職した後に再度法人に就職した場合の勤続年数の算定については、再就職前の勤続年数と再就職後の勤続年数を合算して算定することができる。尚、支給算定期間の途中で勤続年数が10年に達した場合は、勤続10年以上の要件を満たしているものとする。
- 5 総所得とは、法人が負担する法定福利費を除く給与所得総額とする。